

# 時代錯誤の「部落差別」固定化法案 —断固反対—

2016年10月21日（国会議員配付）全国地域人権運動総連合  
（旧全国部落解放運動連合会）  
TEL 03-5615-3395 FAX 03-5615-3396

「部落差別解消法」は「差別法案」です。

「調査」して孫子の代まで「部落」を残すのですか。

部落解放同盟は1973年ごろより、急速にマスコミおよび芸能関係者に対する糾弾闘争を、前後の文脈とはかかわりなしに「めくら」・「部落」などの言葉だけをとらえて糾弾してきました。

一方、政府や自治体は「同和」「地域改善」を呼称としてきました。

なぜ、禁句、差別用語とされてきた（されている）「部落」を法律に多用使用するのですか。

解放同盟利権（土建、住宅改良、都市開発、企業研修、宗教など）の法案です。

解放同盟等は諸言動を自らに都合良く解釈し「差別糾弾闘争」＝利権獲得を行っています。解放同盟の紋所として利用され、解放同盟の利権拡大や政治支配の法案は絶対反対です。

「部落法案」は国民を分断し、かつての「同和地区住民」を差別に曝（さら）します。

国民は「部落」の名による暴力迫害の対象として恒久的に位置づけられます。

ましてやかつての「同和地区住民」は、「部落法」や解放同盟の新たな差別のばらまきで、またしても「部落差別」の対象として選別され、半永久的に被害者になるのです。

同和地区精密実態・国民意識調査などをふまえて2002年3月で終結した「部落特別」事業財政措置です。これを主観に基づいて勝手に復活させることは許されません。

一部の議員が、平成の世ながら旧身分をあぶり出し、新たに「部落民」を作るのです。

孫子の代まで「部落」を残すことです。かつてに「部落民」にしないで下さい。

自由な社会的交流の前進を寸断する法案

「亡霊のごとくあらわれた」と高齢者は言い、「結婚や就職で部落が問題になるの」と若い世代は非常に危惧しています。

「部落差別解消法」はその名前に反し、部落差別を復活し部落問題を永久に残します。

「部落差別は許されない」など憲法規範、市民道徳を培っている国民には当たり前の常識です。国民は「差別意識」など持っていません。

誰が旧身分に対する忌避の意識や行動をつくっているのですか。

誤った行政（啓発）や教育（部落問題学習）、教科書（記述）、議会（施策予算）です。

差別解消を望まない団体（「部落解放」）が元凶です。国民を愚弄しないで下さい。

政治家が先ず部落問題解決の政府等の取り組み経緯や到達、現状を勉強して下さい。国民に差別残存の責任は無いのです。